

第6章 熊本工業専門学校

第1節 第五高等学校工学部

1 高等学校と専門学科

1886(明治19)年、日本最初の内閣で文部大臣に就任した森有礼は、「帝国大学令」「中学校令」「小学校令」「師範学校令」の諸学校令を公布し、学校制度全般の改革に着手した。このとき森は、「中学校令」により設置する高等中学校を指導階層の人材を養成する機関として意義づけ、東京大学等の上級学校と連繋するものとしてより、高等学校卒業後すぐに実業に就く人材の養成に重点を置いていた。そのため、高等中学校には法科・医科・工科・文科・理科・農業・商業等の分科を設けることができるという規定が設けられていた。しかし実際には、従来の各府県立の医学校を改編して医学部が附設された以外には、法学部が第三高等中学校に置かれたただけであった。実際高等中学校では帝国大学への進学を希望する生徒が増加し、卒業後すぐに実業に就くものはほとんどなかった。学科も1888(明治21)年の改正で一部(法科・文科)、二部(理科・工科)、三部(医科)となり、帝国大学の学科構成に対応するようになっていた。

1894(明治27)年、高等中学校は「高等学校令」により高等学校に改編された。このときの文部大臣井上毅の意図は、専門学科を主とする性格を強め、帝国大学に進学するための予科としての性格を排することにあった。そのため、「高等学校は専門学科を教授する所とす、但し帝国大学に入学するものの為予科を設けることを得」と規定された。

この法令を受け、同年5月11日の高等学校長会議において、各高等学校が設置を希望する学科を挙げた。第五高等学校は「法科・文科(漢文歴史)、土木工学・機械工学」を挙げている(「高等学校長会議決議」明治21年~29年、五高記念館所蔵史料)。しかし実際に設置された専門学科は、第三高等学校の法学部・工学部のみであった。

2 工学部設置

1896(明治29)年10月から1897(明治30)年2月に開催された第10議会において第五高等学校工学部新設のための予算要求が提出され、第五高等学校工学部は第五高等学校の専門学科として、1897年文部省令第3号により設置されることとなった。第10議会ではその後の専門部新設について「引き続き今後も財政の許す限り専門部を置いてゆくつもりであるが、財政上の制約により専門部の新設が捗々しく進まない」と政府委員から説明がなされている。実際、この第五高等学校工学部以後、どの高等学校にも専門学科は設置されなかった。

設置決定を受けて第五高等学校は、1897(明治30)年4月29日『九州日日新聞』に「工学部の新設」と題し、9月に工学部を設置すること及び募集の要項を掲載した。これによると、土木工学科・機械工学科を各30名募集し、入学資格は尋常中学校卒業生及同等以上の学力を有する者で、在学年限は4年。試験料は2円、授業料は1学年20円、ほかに教室用品費として1学年10円を徴集するとなっている。5月には生徒募集広告を数回にわたり掲載した。



写真1 工学部教室（写真は熊本高等工業学校に移築後）
（『熊本高等工業学校一覽』）

しかし、同年の入学志願者は60名に満たず、選抜のための入学試験は行わなかったようである。9月、土木工学科に30名、機械工学科に24名が入学した。

工学部の設置に伴って第五高等学校の学則が改正され、工学部に関する項目が追加された。

こうして、第五高等学校は、大学予科・医学部・工学部で構成されることとなった。実際は、医学部が長崎に設置されて

いたため、黒髪村の敷地には大学予科と工学部が同居することになった。このため、1897（明治30）年に化学教室・物理教室の東側に工学部生徒控所、1898（明治31）年には理化学実験室2棟と機械実験工場1棟、1900（明治33）年には工学部材力試験機械室1棟を新築した。

入学志願者が増加し、入学試験が行われるようになったのは、1900（明治33）年再募集の時からである。翌年の1901（明治34）年7月に工学部は第1回の卒業生を送り出した。しかし、修業年限4年の間に落第・退学した者もいたため、第1回卒業生は入学生57名に対して9名であり、第2回は19名、第3回は18名と毎年の卒業生はわずかであった。また、1902（明治35）年、卒業後に研究者を志望する者のため新たに研究科が設置された。

一方、1899（明治32）年には「工学部生徒校外実習規程」が制定され、1902（明治35）年には第五高等学校工学部に実験工場製品設置の認可がおりた。これにより、製作品の依頼

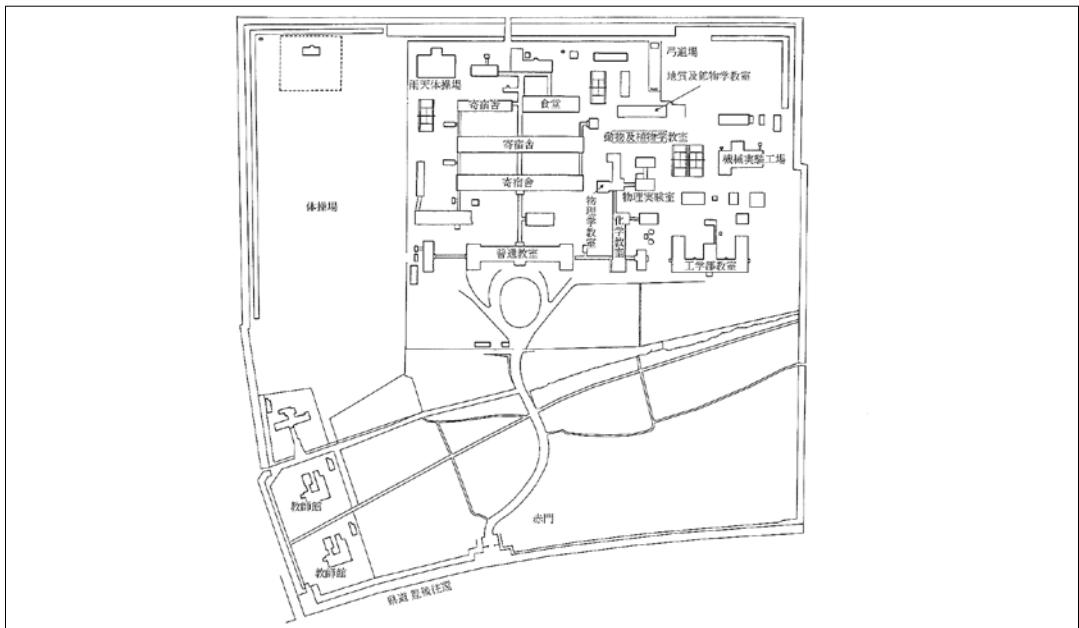


図1 第五高等学校（1906年）（『熊本大学工学部百年史』）

手続きを定め、工学部機械工学科が実験上必要と認めた物品を一般の依頼に応じて製作することができるようになった。

以後、設備・教育内容の充実が図られ、1906（明治39）年まで図1のように設備が充実していった。

3 工学部独立問題

第五高等学校の工学部が設置される前年の1896（明治29）年、第三高等学校の法学部・工学部は生徒募集を停止し、在学生の卒業を待って事実上専門学科としての機能を停止することとなった。1897（明治30）年文部省令第3号によって、第五高等学校工学部設置とともに第三高等学校大学予科の設置が定められており、1901（明治34）年には文部省令第8号により正式に第三高等学校工学部が廃止となった。また、同省令により、各高等学校医学部が医学専門学校となって独立した。

このとき全国で唯一の専門学科となった第五高等学校工学部に対して、文部省から意見の照会があり、これに対し第五高等学校側は、1901（明治34）年11月26日に意見書を提出した。ここには、工学部を併設したものの、生徒間の気風の違いによる不和や工学部の存在が大学予科の存在によって認知されるのが難しいという問題が指摘されている。

医学部が独立したことにより、高等学校は専門学科を主とし大学予科を併設するという政府の方針は放棄され、第五高等学校工学部が廃止されるに至ることは時間の問題という状況となった。

第2節 熊本高等工業学校

1 実業専門学校

日清戦争後、近代産業の発展に伴って実業教育振興の気運が高まっていた。1899（明治32）年には「実業学校令」が公布され、中等程度の実業教育を行う工業・農業・商業等の諸学校が、中学校と並ぶ制度として確立された。また、専門学校に関しても制度化して運営することが目指されていた。

高等教育会議において第五高等学校の工学部分離の諮問案が提出されたのは、1902（明治35）年11月の第7回会議においてである。この会議では、専門学校令を制定し、高等実業学校を専門学校とすることが承認された。

これによって宮城県仙台市に工業専門学校を設置すること、第五高等学校工学部を分離し、既設の土木工学科・機械工学科のほかに採鉱冶金科を加え独立の工業専門学校とすることが可決された。

1903（明治36）年3月、「高等の學術技芸を教授する学校は専門学校とす」と規定し、中学校卒業若しくはこれと同等の学力を有することを入学資格とする「専門学校令」が公布された。「専門学校令」の公布とともに「実業学校令」が改正され、「実業学校にして高等の教育をなすものを実業専門学校とす、実業専門学校に関しては専門学校令の定る所に依る」とされた。ここに実業専門学校という学校制度が高等教育に加わることとなった。高等工業学校、高等農林学校、高等商業学校などの諸学校がそれに該当する。

一方、1901(明治34)年4月、高等学校から分離独立した後も「高等学校令」のもとにあった各医学専門学校はすべてこの専門学校令下に入り、実態に沿う制度となった。

2 熊本高等工業学校設立

1906(明治39)年3月31日文部省令第2号により、第五高等学校工学部は熊本高等工業学校と改称し、独立の実業専門学校となった。6月には文部省令第9号で熊本高等工業学校に関する規定が定められ、7月には熊本高等工業学校規則が制定された。このとき、従来の土木工学科・機械工学科に加えて採鉱冶金学科が新設された。修業年限は3年で、卒業者は工学得学士と称することができた。また、研究科も従来どおり設置された。

6月に生徒募集が行われ、入学試験は東京と熊本の2ヶ所で8月28・29日に実施された。入学資格は、中学校を卒業した者、専門学校入学者検定規定による試験に合格した者、専門学校入学者検定の無試験検定の指定を受けた者、工業学校を卒業した者とされた。試験は国語及び漢文・英語・数学・物理及び化学が行われ、検定料3円が徴収された。このときの志願者532名中合格したのは本科102名、研究科25名であった。

こうして、同年9月に熊本高等工業学校入学式が行われた。規程によると、学年は7月4日から翌年7月3日まで、3学期制がとられた。授業料は1学年25円が徴収された。

また、熊本高等工業学校の設置に対して、熊本県がその敷地として2万坪を寄附することになった。1905(明治38)年12月の熊本県会において、敷地2万坪の土地買収費・地均し・樹木移転・家屋移転費用として明治39年度歳入出追加予算に3万3,042円59銭が計上され、可決された。12月5日に内務大臣に土地の寄附を稟請し、1906(明治39)年3月1日付で許可が下りた。4月、校舎は第五高等学校の南、飽託郡黒髪村大字宇留毛(現熊本市中央区黒髪2丁目)に建築されることになった。



写真2 熊本高等工業学校本館(北校舎)(絵葉書)

1906(明治39)年11月1日、文部省建築課熊本出張所が高等工業学校内の一部に開所し、文部省技手太田治郎吉氏ら数名が新築校舎の設計を行った。熊本高等工業学校敷地2万1坪5合が図面とともに熊本県知事から校長に引き渡されたのは1907(明治40)年5月13日であった。なお、熊本高等工業学校の事務所は1908(明治41)年7月1日に本館(北校舎)移転した。こうして1909(明治42)年3月、校舎新築工事が完了し、4月17日に新校舎落成式が挙行された。

主な新築・移築の建物は以下のとおりである。

- ・新築 教室、事務室、書庫、理化学器械及薬品倉庫、生徒控所、青写真室、図書閲覧室、機械実験工場、講堂、水力実験室
- ・移転 工学部教室(南校舎)、化学実験室、工場事務室、機械実験室、材料試験室、倉庫、職工控所

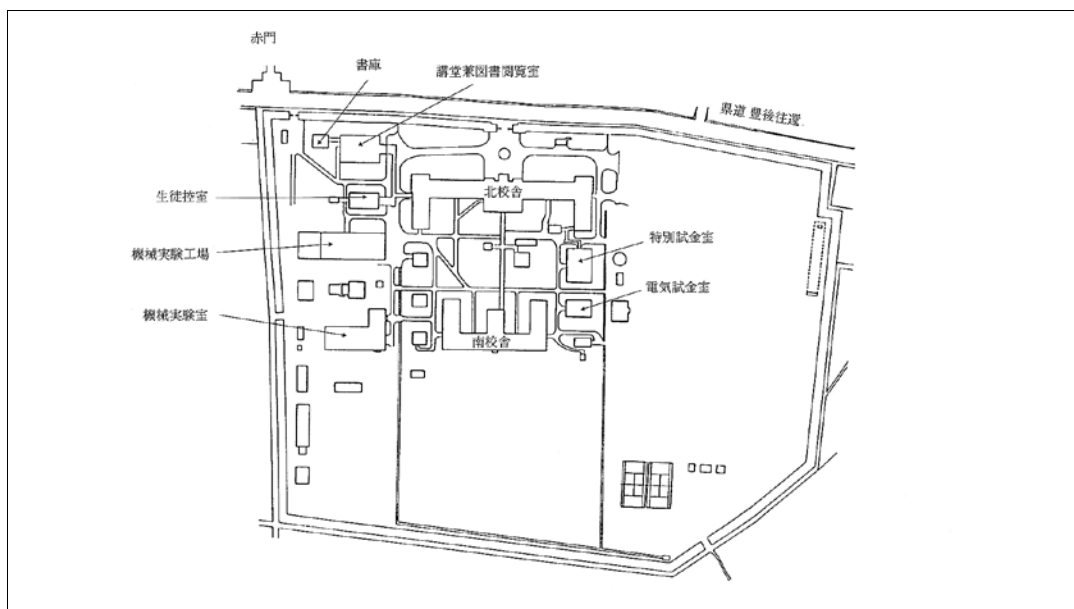


図2 熊本高等工業学校 (1909年頃) (『熊本大学工学部百年史』)

1922 (大正11) 年10月11日、火災により本館が焼失した。すぐに再建の検討が行われ、鉄筋コンクリート造の校舎が建築されることになった。このため翌1923 (大正12) 年3月発行の『工友会報』で工友会員への寄附が呼びかけられた。建物は、文部省技師長岡勇衛が設計し、福岡県の日本コンクリート工業会社の施工で1925 (大正14) 年2月に竣工し、同年8月19日に学校へ引き渡された。



写真3 熊本高等工業学校本館 (『熊本高等工業学校一覽』)

3 学科、附属施設の拡充

熊本高等工業学校には、創設以後工業の発達や産業界の要請により学科が新設されていった。なお、1912 (大正元) 年から生徒の呼称が「学生」となった。1916 (大正5) 年には学年開始期が改正され、入学が4月、卒業が3月となった。また、戦時下の1939 (昭和14) 年3月には国家総動員法に基づいて勅令第130号「学校技能者養成令」が公布され、文部省所管下の大学、専門学校、実業学校、青年学校等に対して、技能者の種類と員数を定めてその養成が命じられた。このとき、各学科では定員が増員された。設置又は附設された学科・施設は以下のとおりである。

①土木工学科

1897 (明治30) 年第五高等学校工学部設立時に設置。定員30~40名。1940 (昭和15) 年

より定員を75名に増員。

②機械工学科

1897(明治30)年第五高等学校工学部設立時に設置。定員30~40名。1938(昭和13)年4月より定員を80名に増員し、1939(昭和14)年4月より2年課程の「機械技術員養成科」(定員40名)を設置。

③採鉱冶金科

1906(明治39)年熊本高等工業学校設立時に設置。定員30~40名。1940(昭和15)年4月「採鉱学科」と「冶金学科」に分離、定員を各75名に増員

④電気工学科

1917(大正6)年12月8日「一部電気化学」、「二部電気機械」を設置。定員各20名。1937(昭和12)年9月「臨時工業技術員養成科」(定員30名、6ヵ月)を1期のみ設置した。1938(昭和13)年4月より定員を75名に増員。1940(昭和15)年4月に一部・二部の区分を廃し、「電気工学科」とした。

⑤工業化学科

1939(昭和14)年4月設置。定員40名。1940(昭和15)年4月定員を75名に増員。

⑥建築工学科

1942(昭和17)年4月設置。定員40名。

⑦臨時工業教員養成所

1939(昭和14)年設置。「採鉱冶金学科」(定員25名)、「電気工学科」(定員35名)。工業学校の教員養成を目的とし、「採鉱冶金学科」、「電気工学科」が置かれた。各学科の修業年限は3年、学科目は熊本高等工業学校の学科課程を適用した。入学資格は師範学校を卒業した者、中学校を卒業した者、専門学校入学者検定無試験検定の指定を受けた者、専門学校入学者検定試験に合格した者と定められた。

⑧附属工業夜学校

1911(明治44)年6月設置。1908(明治41)年4月に東坪井町に開設された私立熊本工学校を高等工業学校の附属夜学校としたものである。私立熊本工学校は技術者を養成する目的で、熊本高等工業学校教授下山秀久、川口虎雄、神谷豊太郎、小溝茂橘によって設立され、校長は下山が務めていた。附属工業夜学校の修業年限は2年、入学資格は中



写真4 機械科実習(1937年熊本高等工業学校アルバム)

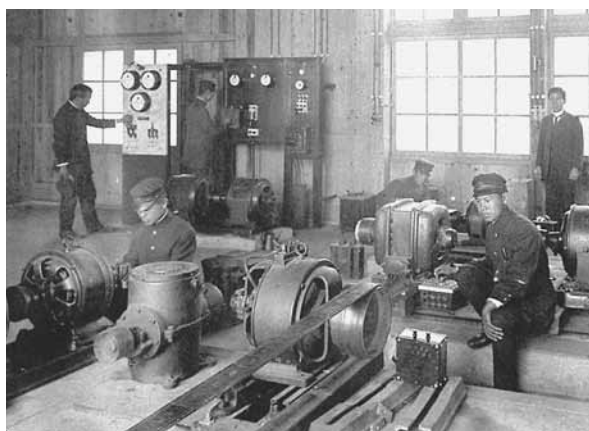


写真5 電気実習(1920年熊本高等工業学校卒業記念アルバム)

学校4年修業程度とされ、一般科目のほか、応用力学・図学・測量・機械工学・土木工学・探鉱冶金学一般・電気工学一般などが講義された。当初は基礎学に重点を置いていたため学科に分けられなかったが、1914(大正3)年に土木・機械・鉱山・電気の4科が設けられた。1931(昭和6)年には「附属工学校」と校名が改められた。

4 校友会・工友寮

(1) 工友会・熊本工業会校友会

第五高等学校工学部が設置されたとき、工学部の生徒も第五高等学校の校友会「龍南会」に属することになったが、1899(明治32)年6月14日に工学部生徒総代が連署して会則を添え、工学部の校友会「工友会」創設を中川元校長に願い出た。これが即日認可され、工友会が発足した。工学部教員を名誉会員、工学部卒業生を特別会員として終身会員とし、在学中の生徒はすべて通常会員とされた。役員は通常会員から選出し、幹事1名、会計1名、委員各2名ずつを置いた。会では毎学期に1回講談会を開催した。

1906(明治39)年、熊本高等工業学校設立に伴い、熊本高等工業学校工友会となった。会員は4種類に分けられ、賛助会員は職員、特別会員は旧工学部卒業生及び卒業生、通常会員は生徒、名誉会員は知名の士で会の趣旨に賛同する者とされた。会長には学校長を推薦し、副会長、部長及び副部長は賛助会員中より会長が指定、委員は選挙委員が選定した。選挙委員は各学科より4名が選出された。会計部・講話部・編輯部・運動部・武術部(剣道・柔道・弓術)が設けられ、生徒は活発に活動した。

1909(明治42)年10月16日、第1回通俗工業講話会が開催され、300名余の聴講者があった。これは一般工業思想の普及に貢献することを目的とし、小出廣太郎教授が「経済的発動機」、岩崎重三教授が「本邦産石炭」、川口虎雄教授が「巴里交通機関の現状」を講演した。当初は学校の主催であったが、1928(昭和3)年からは熊本工業会の主催、学校の後援の形式で実施されるようになった。明治期には概ね年2回、大正から昭和初期は年1回、以後は2、3年に1回行われた。当初講演は主として教授が行ったが、卒業生が講演することが多くなっていった。

工友会主催の運動会は、1910(明治43)年4月17日の開校記念式に第1回が行われた。その後は火災、震災、戦時による中止を除いて、毎年開催されるようになった。競技は学科対抗で、種目は当初の徒競走中心から、リレーや障害物競争などが行われるようになった。1917(大正6)年の記録には土俵運搬・百足・綱引き・柿拾いなどの余興種目を見る

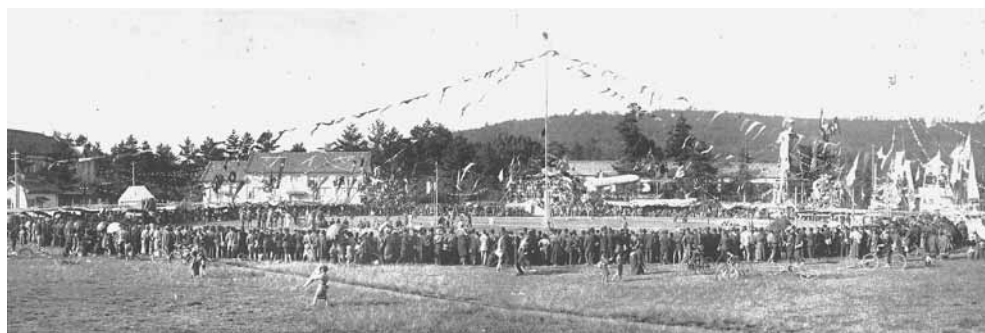


写真6 運動会(1922年卒業記念帖)

ことができる。

大正末期になると工友会会員の増加により、卒業生の連絡組織としての機能を充実させたいという要望が出るようになった。そこで、1926(大正15)年1月、「熊本工業会」が創設され、学生組織の工友会は、熊本工業会の学生支部「校友会」と改称して活動することとなった。校友会の会長には学校長を充て、副会長・部長・副部長は職員中より会長が委嘱した。総務委員及び各部委員は候補者3名を定め、あらかじめ会長の承認を経た上で総務委員は選挙委員において、各部委員は各科から選挙で選出された。校友会には会計部・講話部・編集部・野球部・庭球部・相撲部・剣道部・柔道部・弓術部・陸上競技部が置かれた。その後、蹴球部・乗馬部が加わった。

1940(昭和15)年8月、国内新体制要項が発表されると、文部省は全国高等専門学校長会議を開催し、学校・学友会・寮を一元化した修練組織の確立を決議した。これにより、同年12月に校友会は解散し、熊本高等工業学校報国団が組織された。報国団には総務部・鍛錬部・国防部・文化部・生活部・科学部の6部が置かれ、銃後奉公、集団勤労作業、警防訓練なども行うようになった。団長には学校長が就き、副団長・部長・理事・班長は職員中より団長が任命し、幹事には学生が充てられた。学生は鍛錬部又は国防部のいずれかの班に属することが義務づけられた。

終戦後の1945(昭和20)年11月16日、報国団は解散して校友会が復活し、各部が再建された。熊本大学が発足した1949(昭和24)年には、4月30日に校友会が解散し、「工専自治会」が発足した。1950(昭和25)年10月10日、「工専工学部学生自治会連合会」が発足し、11月12日に工専工学部連合運動会が開催された。そして1951(昭和26)年3月31日の熊本工業専門学校の廃止により高専学生自治会は解散した。

なお、熊本工業会は1936(昭和11)年の第10回大会後は活動を停止していたが、1957(昭和32)年に熊本大学工業会として活動を再開した。

(2) 工友寮

1907(明治40)年頃、個人が熊本高等工業学校東側隣接地に下宿屋を新築し、公認の下宿として経営していた。1911(明治44)年、英語助教兼庶務主任の余田司馬人が個人名義で貸借契約を結び、12月1日に川口虎雄校長に認可を受け「工友寮」として開設した。

各科から上級生2名ずつの計6名が選抜され、創立委員として寮の運営にあたることとなった。『熊本高等工業学校一覧』では、運営の主体が「学生の団体」であり、1915(大正4)年に学校が賃借の契約者となるまで寮は私立ということになっている。収容人員は50名、1人1ヵ月寮費50銭として入寮の募集を行った。

開設にあたり、川口校長の訓話の中で次のような三綱領が示され、以後「寮の三綱領」として寄宿舎規程にも盛り込まれ、寮生の指針となった。

- 1、寮生は和親を旨とし、礼儀を重んじ、協同自治の精神を発揮すべし。
- 2、寮生は規律を守り、誠実を旨とし、勤勉力行の風を養成すべし。
- 3、衛生に留意し、体育を重んじ、身体の健全を図るべし。

1912(大正元)年、個人が敷地の一部に寮1棟を建設して学校に貸与したいという願出があった。寄宿舎は1914(大正3)年2月に完成し、学校と貸借契約を結んだ上で学校経営の寮として3月から開設した。室数は22、図書室・食堂・浴室の設備があった。以後、この寮を西寮、従来の寮を東寮と呼ぶこととなった。

同年1月30日には工友寮の寄宿料徴収規程が制定され、寮費の月額が1円となった。2月には寄宿舎規程、工友寮規約が定められた。ここで、寮務にあたる幹事、書記を職員中から校長が任命すること、在寮2年生の中から土木・機械・採冶各科1名ずつ計3名を委員として在寮者の選挙により選出すること、運営を役員会・総会で行うことが規定された。また、風紀や会計などの規定が設けられ、寮の運営が形づくられた。

1915(大正4)年7月には工友寮東寮も賃借の契約者が学校となり、西寮とともに学校経営の寮となったが、建物は個人名義で学校は賃借という形をとっていた。これに対して、1917(大正6)年7月に組織された寄宿舎寄付同志会が、西寮を買収し所有した。その後、西寮は1929(昭和4)年9月に学校へ寄附された。一方、東寮は寄宿舎寄付同志会が新築し、敷地とともに1933(昭和8)年11月に学校に寄附した。

1935(昭和10)年の「工友寮一覧」によると、部屋数50、収容人員100名(1室2名)、東寮は8畳敷29室・16畳敷1室、西寮は8畳敷20室、そのほか図書室・娯楽室・病室・客室があり、客室には寮生の保護者や卒業生が宿泊できた。寄宿料は1学年20円で、ほかに1ヵ月につき1円50銭を納めることとなっていた。

工友寮には入寮期間の制限がなかったため、入寮した学生のほとんどが3年以上寮で生活をした。このため、家庭的な寮風であった。

5 戦時の熊本高等工業学校

1937(昭和12)年、盧溝橋事件により日中戦争が始まった。1938(昭和13)年には国家総動員法が公布され、全国的に国民精神総動員運動が展開された。高等工業学校は、高等教育機関としてだけでなく、軍需産業の労働統制の面からも影響を受けていくことになった。

(1) 就職制限

軍需産業の隆盛とともに実業専門学校の卒業生は、引く手あまたの状態にあった。大多数の卒業予定者は1学期には就職が内定した。3月の卒業を待たずに就業を希望する事業所が多かったため、多くの卒業生が1月から就業するという状況だった。

1938(昭和13)年6月の閣議において「軍需品生産上必要なる労務対策要綱」が決定し、鉱工業関係の大学・専門学校・中学校等の新規卒業生の雇用の許可制と毎年の雇用許可数配当が定められた。これに基づいて8月23日勅令第599号により「学校卒業生使用制限令」が公布・施行され、状況が一変した。熊本高等工業学校のこの年度の卒業予定者のほとんどは就職が内定していたが、土木科を除く他の3学科では内定が取り消され、大混乱が生じた。厚生省が学校卒業生使用制限委員会で具体的に各工場、事業場に対する割り当ての決定は12月下旬になった。この割り当てにより同年度は、土木36名、機械46名、採鋳冶金32名、電気1部15名、第2部18名の計147名、選科修了生7名の卒業生のうち、土木13名、機械5名、採鋳冶金9名、電気4名の計31名が満州方面へ就職した。

翌1939(昭和14)年度の卒業生についても、1学期の初めから採用の申し込みがあり、8、9月にはその数も激増したが、「学校卒業生使用制限令」のため割り当て決定後でなければ推薦もできないという状況にあった。10月中旬にその割り当てが決まりかけると、交渉は電報と速達で行われていたため、各事業所からの採用交渉の電報が殺到し、机上に積み上がるありさまとなった。就職が内定した学生の大多数は、1940(昭和15)年の1月には第3学年在籍のまま、それぞれの就職先に向かうことになった。第35回卒業生は土木

42名、機械38名、採鉱冶金32名、電気1部23名、第2部27名の計160名、選科修了生10名であったが、このうち満州・朝鮮方面への就職者は土木31名、機械10名、採鉱冶金8名、電気第1部6名、第2部9名の計65名で前年の2倍、卒業修了生の40%近くに上った。この後も多数の卒業生が満州方面へ就職した。

また、1941(昭和16)年に満州国交通部土木技術員養成所が設置され、委託生募集が行われた。募集人員は25名で、入所者は満州国交通部の職員扱いとなり、修業期間中に手当として月35円が支給され、修了とともに満州へ赴任した。

(2) 興亜学生勤労報国隊

1939(昭和14)年夏、文部省により興亜青年勤労報国隊が組織された。学生隊と青年隊で構成され、学生隊は満州学生隊1,774名、北支蒙疆隊1,917名(指導教官及び配属将校を含む)が中国に派遣された。熊本高等工業学校にも10名の割当があり、志願者から選抜された10名と前田義行助教授の計11名が派遣された。興亜青年勤労報国隊は7月10日から16日までの1週間、茨城県内原の満蒙開拓青少年義勇軍訓練所で実地訓練を受け、18日に神戸港を出港した。北京郊外の西苑兵舎に入り、7月23日から8月5日まで実施訓練の後、天津・済南・保定・石家荘・太原・張家口の6方面に分属された。熊本高等工業学校は27校が所属した天津の本間部隊に配属され、第1中隊第1小隊1分隊となった。30日間の勤労の後、8月28日に神戸港に帰港した。

第2回は、1940(昭和15)年度に学生隊を興亜学生勤労報国隊と改称して満州建設勤労奉仕隊、北支及蒙疆派遣隊、中支派遣隊の3隊に分け、更に満州建設勤労奉仕隊を特攻隊と師範隊に分け組織した。熊本高等工業学校からは、満州建設勤労奉仕隊鉱工特技隊に柴野義雄教授以下10名、土木特技隊に園田頼孝教授以下5名、中支派遣隊に3名派遣された。鉱工特技隊は新京で京城高工隊と見学隊を結成し、約1週間鞍山・大孤山・桜桃園の採鉱所で採掘を行い、発破等の勤労、調査、研究に従事した。2週間目からは勤労奉仕をし、8月23日に帰国した。土木特技隊は、小興安嶺の裾野にある三井訓練所で約3週間満州事変の古戦場で地形測量に従事し、8月21日に帰国した。

第3回は1941(昭和16)年度に満州建設勤労奉仕隊工業特技隊として、7月2日から千葉県下志津演習場栗山廠舎に入り、医療・獣医・工業・農業土木の約600余名で報国隊を結成、準備訓練に入った。7月7日に敦賀港を出港、鉱工隊は満州鞍山の昭和製鋼所の勤労奉仕に従事し、8月6日に帰国した。

(3) 在学年限・徴集猶予期間短縮、海軍予備学生

1941(昭和16)年10月16日勅令第924号「大学学部等の在学年限又は修業年限の臨時短縮に関する件」が公布され、大学・専門学校卒業生の在学年限が3ヵ月短縮された。これにより、1942(昭和17)年3月に卒業見込みの者は4ヵ月繰り上げて12月に卒業することになった。更に翌1942年度からは在学期間は2年半に短縮された。また、在学徴集延期期間の短縮が行われた。

1943(昭和18)年9月、繰り上げ卒業者を対象とした第13期海軍予備学生の大量募集が行われた。海軍予備学生は、1941(昭和16)年10月21日海軍省令第37号「海軍予備学生規則」によるもので、海軍における正規将校の不足を補う予備要員として募集された。熊本高等工業学校からも学生が受験し、61名が入隊することとなった。そして、9月4日に41名、9月8日に20名の海軍予備学生を送り出す壮行会が西部運動場で開催された。9月23日に

行われる予定の卒業式の直前であった。第13期海軍予備学生は全国で5,200人が、館山海軍砲術学校、土浦海軍航空隊、横須賀海軍航空隊に分かれて入隊した。各所で訓練を受けた後、第一線に配置され、特攻隊を含めて多数の戦死者を出した。13期海軍予備学生の総戦没者は大学・高等学校など220余校の1,600余名に達し、熊本高等工業学校の学生が16名含まれていた。

第3節 熊本工業専門学校

1 改編と勤労働員

1943(昭和18)年1月に「専門学校令」が改正され、実業専門学校と専門学校の区分が廃止された。同時に同令第1条が「専門学校は皇国の道に則りて高等の学術技芸に関する教育を施し国家有用の人物を練成するを以て目的とす」と改定された。翌1944(昭和19)年4月1日には官立工業専門学校規程が公布され、熊本高等工業学校規程は廃止された。これにより、学校ごとに学科目・授業時数等が独自に定められ多岐にわたっていたものが整理統制されて、画一的な標準学科課程となった。ここにおいて学校の独立性は消滅した。

熊本高等工業学校は「熊本工業専門学校」と改称され、従来の土木工学科・機械工学科・採鉱学科・冶金学科・電気工学科・工業化学科・建築工学科はそれぞれ土木科・機械科・採鉱科・冶金科・電気科・化学工学科・建築科と改められた。また、この年4月には電気通信科、第二部(夜間課程)機械科が増設された。1945(昭和20)年4月、第二部に冶金科を増設し、5月に電気計測施術員養成所を設置し、修業年限を6ヵ月とした。

一方、1944(昭和19)年1月には、「緊急学徒勤労働員方策要綱」が閣議決定され、勤労働員期間は1年に4ヵ月を標準とすること、勤労働すべき工場・事業場を特定して交代で継続的に勤労働できる体制をとること、状況により学校内に工場事業場を設けて、学校内で学徒に従事させることができるよう規定した。同年8月には勅令第518号「学徒勤労働令」が施行され、学徒の勤労働員が1年を通して行えるようになった。更に1945(昭和20)年3月18日に閣議決定された「決戦教育措置要綱」により、4月から1年間、国民学校高等科から大学に至る全学校の授業が停止されることになった。これによって、従来第2学年、第3学年に重点が置かれていた勤労働員が第1学年にまで及ぶことになり、学生は総勤労働員されることになった。

化学工業科の記録によると、1944(昭和19)年6月中旬から化学工業科18年入学生の半数が日本窒素肥料株式会社水俣工場(現JNC株式会社)及び延岡工場(現旭化成株式会社)に勤労働された。1944年入学生は、半数が本里義明教授に引率されて日本窒素肥料株式会社延岡工場に、残りは田村亮次郎教授に引率され三井化学工業大牟田工場(現三井化学株式会社)に勤労働されている。ほかに三菱重工業長崎造船所、太刀洗航空などへ勤労働された学生もいた。

2 戦後の熊本工業専門学校

ポツダム宣言受諾発表翌日の1945(昭和20)年8月16日、文部省は学徒勤労働員の解除について通達し、28日には遅くとも9月中旬から授業を再開するよう指示した。

熊本工業専門学校も9月に全校の授業が再開され、10月15日には陸海軍復員学生の入学式が行われた。1946(昭和21)年1月に専修科(土木科・建築科)を設置し、12月に廃止した。1946年3月、機械技術員養成科、満州国交通部土木技術員養成所、電気計測施術員養成所、第2部機械科、第2部冶金科が廃止された。また、戦時修業年限の短縮措置が解除され、修学年限が3年となった。

1946(昭和21)年6月に戦後最初の入学式が行われたが、授業が開始された後、諸学校からの入学者中に軍関係学生の割合が多いことを理由に連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)より入学取消命令が出された。9月には入学取消命令が解除され、授業が再開された。10月には創立40周年記念式が行われ、音楽会、野球、バスケット、バレーテニス、卓球、相撲の学科対抗試合が行われた。また、運動会も開催された。

1947(昭和22)年、「教育基本法」「学校教育法」が公布された。「6・3・3・4制」の学制改革が実施され、専門学校は新制大学へ包括されることになった。1949(昭和24)年5月31日「国立学校設置法」が公布・施行され、熊本大学が設置された。8月、工学部の本館には熊本大学事務局が置かれることとなった。熊本工業専門学校は1951(昭和26)年3月15日に最後の卒業生を送り出して3月31日に閉校し、設備等は熊本大学工学部に引き継がれた。

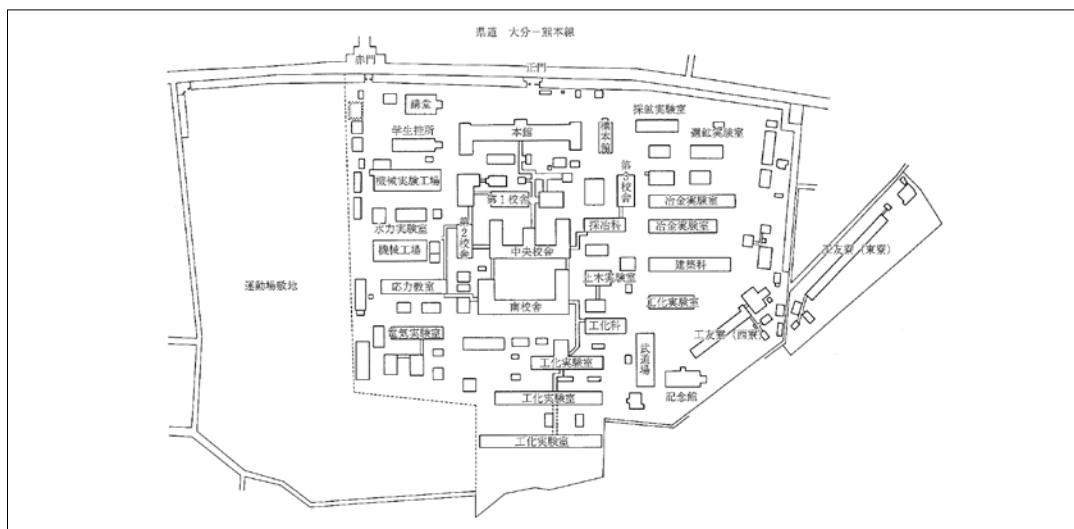


図3 熊本工業専門学校(1949年) (『熊本大学工学部百年史』)

参考文献

- 1 熊本高等工業学校『熊本高等工業学校沿革史』(1938年)
- 2 作道好男・江藤武人『緑色濃き立田山 熊本大学工学部75年史』(株式会社財界評論新社、1971年)
- 3 熊本大学工学部創立百周年記念事業後援会『熊本大学工学部百年史』(2000年)
- 4 福岡敏矩『学徒動員・学徒出陣一制度と背景』(第一法規出版(株)、1980年)
- 5 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第9・10巻(1973年)
- 6 高橋左門『旧制高等学校全史』(時潮社、1986年)

- 7 文部省『学制百年史』（株式会社帝国地方行政学会、1981年）
- 8 法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態』（東洋経済新報社、1964年）
- 9 海軍飛行科豫備学生・生徒史刊行会『海軍飛行科豫備学生・生徒史』（1988年）
- 10 旧制高等学校資料保存会『旧制高等学校全書 第1巻 総説編』（1985年）
- 11 熊本県教育委員会『熊本県の近代化遺産』（1999年）